別表第一号一(3)アの表中

									○	○	○	○	備設線無の四の号九十第項一第条二第

を

									○	○	○	○	備設線無の四の号九十第項一第条二第
									○	○	○	○	備設線無の二の四の号九十第項一第条二第
									○	○	○	○	備設線無の三の四の号九十第項一第条二第

に改め、同表の注5中「五七GHzを超え六六GHz以下」を「六〇GHzを超え六一GHz以下」に改める。

様式第七号注4の表中

										○			

を

										○			
										○			
										○			

に改める。

第２条第１項第19号の４に掲げる無線設備	ＨＸ
第２条第１項第19号の４の２に掲げる無線設備	ＷＵ
第２条第１項第19号の４の３に掲げる無線設備	ＷＶ

第２条第１項第19号の４に掲げる無線設備	ＨＸ

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に証明規則第二条第一項第八号の規定に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技